

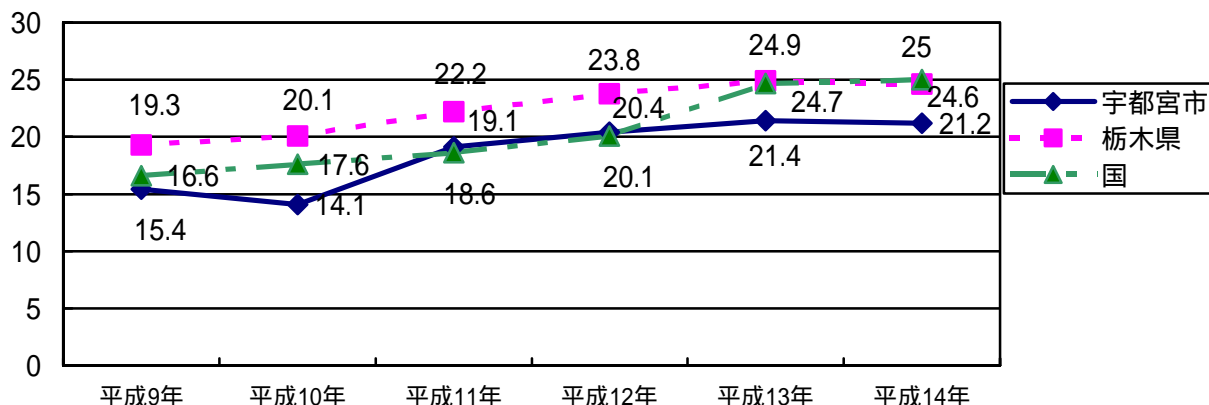
基本目標 あらゆる分野における 男女の参画機会の確保

男女共同参画社会の実現にあたっては、あらゆる分野において、男女が対等なパートナーとして参画していくことが必要です。例えば、地域の活動においては女性が活躍し、活動を担っているものの、自治会やPTAなど地域社会組織の会長や役員には男性が多く、意思決定の場への女性の参画はあまり進んでいないのが現状です。このため、性別による役割分担にとらわれず女性も積極的に参画するよう啓発を図るとともに、地域活動を促進する環境整備を進めていく必要があります。

また、審議会や各種委員会における女性の占める割合も依然として低く、女性の意見を政策・方針決定に反映させるためにも、審議会委員等への女性登用率の向上や女性のいない審議会等の解消などに努める必要があります。地域農村社会においては、農業・農村の維持と活性化に重要な役割を果たしている農村女性の意見を十分に反映させるために、女性の参画を進めていくことが必要です。

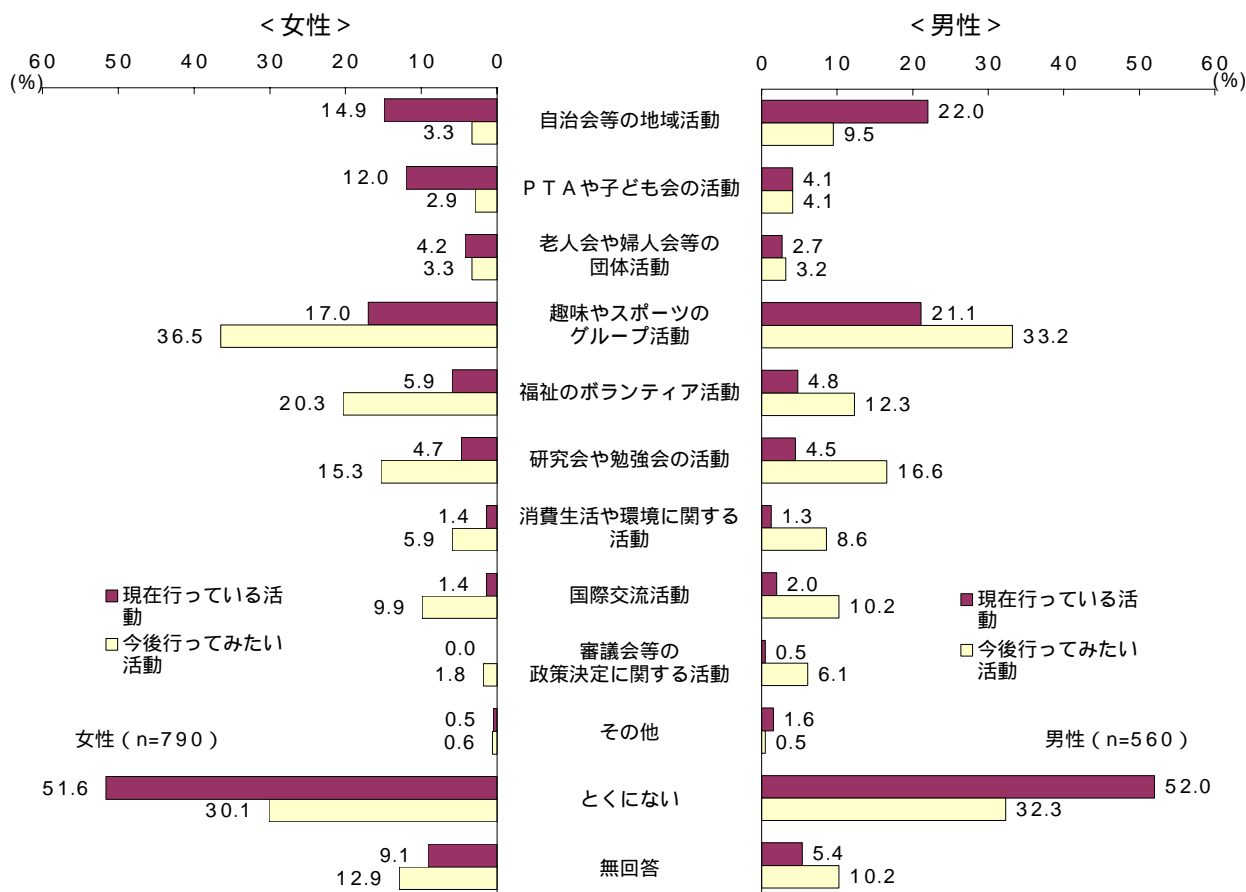
こうしたあらゆる場において女性の参画を進めていくためには、女性自身が力をもった存在になることや、男女共同参画の推進を率先して行う女性の人材を育成していくことが何よりも重要です。このため、人材育成の講座の充実を図りリーダーとなる女性を養成するほか、女性の人材に関する情報を整備していく必要があります。

各種審議会等委員に占める女性の割合



(出所：宇都宮市資料)

社会的活動への参加状況・参加意向（宇都宮市）



(出所：平成13年 男女共同参画に関する意識調査)

施策の方向 6

地域社会における男女共同参画を促進する

第20条 地域での取組等

市民主体のまちづくりを推進するためには、男女がともに地域活動に参画し、地域の連帯感を深めていくことが必要です。このため地域におけるボランティア活動の支援や、地域活動の活性化を図るなど、地域社会における男女の共同参画を進めます。また、自治会などの地域の社会活動組織において女性が積極的に参加できるよう支援します。

取組むべき施策 1

男女の地域社会活動への参加促進

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
55 重点	地域団体等への啓発	女性が参加しやすいような環境・雰囲気などを自治会やPTA等地域団体がつくるよう働きかける。 班長、役員等の実活動者の名称登録の奨励 各地域における備品等の軽量化などの工夫	自治振興課
56 重点	市民活動サポートセンターの運営充実	市民主体のまちづくりを推進する一環として、男女を問わず市民活動に積極的に参加を促し、社会に貢献しようとする市民等を支援する窓口を設置し、情報や場所・機材の提供、研修会や講演会の開催などを行う。	自治振興課
57 重点	保健と福祉のボランティア活動の支援	ボランティア活動の推進・支援拠点としてのボランティアセンターを支援し、福祉ボランティア活動の支援を図る。 ボランティアスクール・養成講座等の開催 ボランティア活動の紹介・情報の提供 社会福祉協議会事業へのボランティア参加	高齢障害福祉課 保健予防課
58	ボランティア講座の充実	市民参加による生涯学習推進のため、生涯学習ボランティアを養成する。 生涯学習に関する基礎的な知識や技能の習得 宇都宮市民大学の運営	生涯学習課
59	市民ボランティア活動の促進	市民の参加を促し、知識や技能を高めることにより、性別にかかわらず自主的な活動ができる人材を養成していく。 森林ボランティア活動促進事業 緑化ボランティア養成事業 市民活動助成基金による助成事業	農林振興課 公園緑地課 自治振興課
60	児童・生徒のボランティア学習の促進	ボランティア学習の機会を充実させながら、社会に貢献しながら自己実現を図ろうとする態度の育成を図る。 ボランティア学習の実施	学校教育課

市民のみなさんは

参加していない人も身近なところから、地域活動をはじめてみましょう

地域のなかでの男女のパートナーシップを築きましょう

女性も自治会長やPTA会長になってみませんか？積極的に意見を述べてみましょう

施策の方向 7

政策・方針決定過程への 女性の参画を促進する

第3条(3) 方針の立案や決定への参画機会の確保

第14条 積極的改善措置

男女共同参画社会を実現するためには、政策・方針決定過程への女性の参画を進めていくことが極めて重要です。このため、市の審議会や委員会への女性委員の割合を高め、男女双方が政策や方針に参画できるように配慮します。また、女性農業者等が経営主と対等のパートナーとして経営等に参画できるよう支援します。

取組むべき施策 1

政策・方針決定過程への女性の参画促進

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
61 重点	各種審議会等委員への女性の登用の促進	女性の意見を市の政策や方針に反映させるため、各種審議会懇談会等への女性委員の登用を積極的に促進する。 審議会・委員会への女性委員比率の目標値を定めた指針の改正 女性のいない審議会等の解消	行政経営課 男女共同参画課
62 重点	農村女性の各種委員会等委員への登用の促進	農業・農村の維持と活性化に重要な役割を果たしている農村女性の意見を地域振興やむらづくり等に反映させる。 地域農業振興やむらづくり等への意見の反映と場づくり 方針決定の場への参画促進	農政課
63 重点	家族経営協定締結の促進	女性農業者及び農業後継者が経営主と対等なパートナーとして、経営等に参画できるよう、文書による取り決めを行う「宇都宮農業委員会だより」によるPR 家族経営協定推進会議（各関係機関調整会議）の開催 農家個別訪問による啓発・推進 家族経営協定調印式の実施	農業委員会事務局
64	事業所における方針等決定過程への共同参画の促進	職場における男女平等を啓発し、女性の積極的な能力の開発と企画立案への女性の登用など均等な処遇を推進する。 ガイドブックの配布	工業課
55 再掲	地域団体等への啓発	女性が参加しやすいような環境・雰囲気などを自治会やPTA等地域団体がつくるよう働きかける。 班長、役員等の実活動者の名称登録の奨励 各地域における備品等の軽量化などの工夫	自治振興課

第2章 施策の展開【基本目標】

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
65	市民参加による公園整備	公園づくりの計画段階から女性の参画を促し、アイデアの提案・意見交換を積極的に行い、より市民に親しまれる魅力ある公園の整備を推進する。	公園緑地課
5 再掲	成人を対象とした講座の開催	講話，実技，話し合い，見学等により，男女共同参画の意識の高揚を図る。また，男性を対象とした講座を開催する。 各種教養講座 男性向け講座の実施	生涯学習課 男女共同参画課
66	市における人事管理制度の推進	能力主義人事への転換・人材育成型人事の推進を図るために新しく見直した人事管理制度を職員に浸透させ，男女の均等な昇任の機会を確保する。	人事課

市民のみなさんは

自営業，農業などの家業に携わる女性の働く環境を改善しましょう

事業者は

雇用にあたっては，性別による固定的な役割分担にとらわれず，募集，採用，配置，昇進について均等な機会を与えましょう

方針決定の場に，女性を積極的に登用しましょう

職場のなかの性別による固定的な役割分担を見直し，男女格差をなくし，個人の能力の評価に努めましょう

職場のなかでの男女のパートナーシップを築きましょう

施策の方向 8

女性の人材を発掘し育成する

第10条 人材の育成

女性が、社会のあらゆる分野における政策及び方針の立案や決定の場に参画できるよう、女性の能力開発や人材の育成に取り組めます。特に、男女共同参画を推進する地域リーダーの養成を図ります。また、女性の人材に関する情報を収集し、女性人材リストを整備することにより、各種審議会・委員会などへの女性の積極的な登用を図ります。

取り組むべき施策 1

女性のリーダーの育成

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
5 再掲	成人を対象とした講座の開催	講話、実技、話し合い、見学等により、男女共同参画の意識の高揚を図る。また、男性を対象とした講座を開催する。 各種教養講座 男性向け講座の実施	生涯学習課 男女共同参画課
67 重点	働く女性のための人材育成	働く女性の育成のため、事業所を訪問し、男女が均等に雇用されるよう啓発し、また、技能講習などにより女性の勤労意欲と能力を向上させることに繋げる。 事業所訪問 働く女性のための各種講習会等の開催	工業課
68 重点	農村女性起業活動の促進	農業経営に関わっている農村女性グループの起業化を促進する。 農業機械等免許取得研修の開催 農産物加工研修の開催	農林振興課
69	農村女性リーダー育成の支援	農業の担い手である農村女性の地位向上を図るため、農村女性のリーダーを育成する。 リーダー研修会等の開催	農林振興課
70	創業者への支援	創業予定者に知識と資金の調達機会を提供する。 チャレンジセミナー（創業塾）...創業予定者に経営の知識を習得させる研修事業 チャレンジショップ...創業予定者に模擬出店の場所を提供する事業 創業資金の融資...創業予定者に制度融資資金を提供する事業	商業観光課
71	ベンチャー企業等創出・育成支援事業の実施	起業家支援組織が実施する各種支援事業（起業家支援・SOHOなどの新しい働き方への支援）に対し、支援を行う。	工業課

SOHO : Small office home office

企業に属さない個人起業家や自営業者などが情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態をいう。

第2章 施策の展開【基本目標】

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
72	男女共同参画地域指導者育成派遣研修の充実	男女が連携して参画できる社会づくりを実行できる人材を育成するため、公共機関等が開催する研修等へ学習意欲のある男女を派遣し、リーダーとしての指導力の強化を図る。	男女共同参画課
73 重点	地域リーダー養成研修体系の構築及び実施	男女共同参画を推進する地域リーダーを養成するために、新しい研修体系を構築し、研修事業を行う。 人材育成プログラムの構築	男女共同参画課
74	宇都宮市地域推進員の活動促進	地域における男女共同参画の啓発やイベント等の企画・運営に地域推進員の活用を図る。 (仮称)宇都宮市地域推進員制度の実施	男女共同参画課

取組むべき施策 2

女性の人材に関する情報の収集・整備・提供

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
75 重点	女性の人材情報の整備	女性の人材に関する情報を収集し、女性人材リストを作成し、提供することにより、各種審議会・委員会への女性の積極的な登用を図る。 女性人材リストの整備 生涯学習システム(マナビス)による情報の提供と活用	男女共同参画課 生涯学習課